

牧之原市教育委員会 会議録

令和5年12月11日、牧之原市教育委員会が牧之原市役所相良庁舎会議室に招集された。

この委員会に付議するため、教育長の告示した議案は次のとおりである。

付議議案

請願第1号 「学校施設整備基本構想・基本計画」素案について市民説明会の実施を求める請願について

出席委員

橋本 勝	事務局	教育文化部長	内山卓也
吉住幸子		学校再編推進室長	小塚康道
池ヶ谷祐太		学校教育課長	中村元信
渡辺彩子		教育総務課課長	佐々木悟
本目弘昇		教育総務課主査	増田奈菜子

開会時刻 午後1時30分 牧之原市役所相良庁舎会議室

教育長挨拶

今日は臨時会ということで委員の皆様には急遽お集まりいただき、ありがとうございました。また本目委員につきましては、今回が初めての教育委員会で、任期がスタートしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の臨時会、よろしくお願ひいたします。

会議録署名人の決定（事務局より指名）

橋本教育長と吉住委員を指名

請願第1号 「学校施設整備基本構想・基本計画」素案について市民説明会の実施を求める請願について

（議事にあたり請願制度について、事務局より説明。）

（続けて、教育長より流れ及び意見陳述の確認）

教育長 本日の流れを説明いたします。審査はまず、請願者からの趣旨説明後、委員からの質疑を行います。その後担当部局からの説明委員からの質疑を行います。両者への質疑終了後、委員間討議を行った上で、採決に入りたいと思いますが、よろしいで

しょうか？

【教育委員 うなずく】

教育長

はい、異議なしということであります。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、請願第1号について10分の範囲でこれを許可したいと思いますが、ご異議ありませんか？

【教育委員 うなずく】

教育長

はい、異議なしということでありますので、請願者は発言席へ移動願います。

(請願者による意見陳述)

教育長

それでは請願者から請願第1号について10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いいたします。

先ほどありましたように、発言者は挙手し、許可を得た後机上のマイクスイッチを入れてからお話をしてください。

陳述後、委員の皆様から質問がありますので、発言の許可を得てからお答えくださいますようお願いいたします。

それでは、請願人。

請願人A

請願陳述をする前に記録のために録音と録画をさせて許可いただきたいんですけど。

教育長

先ほど申しましたように、基本的にはしないということになっています。今回、委員の自由な発言を大事にしたいということで、部分的なところで使われても困りますので原則、録音しないということをお願いいたします。

請願人B

前回も同じ形だったと思うんですけども、前は録音させてもらったんですけども、録音したものと議事録が出ましたけれども、ちょっと議事録に違うところがあったので、録音をさせてほしいんですけども。

教育長

はい。今回、このマイクシステム録音、議会の会議システムを使って録音をしっかりし、その後、議事録を公開いたしますので、そこはそちらの方で録画録音しなくても大丈夫だと思いますので、許可はしません。

それでは請願第1号に関する説明をお願いいたします。

請願人A

はい、よろしく申し上げます。

私は335人の請願に関し、請願人の代表として最初に述べさせていただきます。

対話によるまちづくりを推進する市の姿勢に反しないように学校施設整備基本構想基本計画素案の公表並びに素案段階で

の学区ごとの市民説明会および十分な期間を設けたパブリックコメントの実施を求める請願を11月22日に牧之原市教育委員会に提出し受理されました。

一方教育委員会は12月5日から令和6年1月4日までの期間で、基本構想基本計画案のパブリックコメントの募集を始めました。

私達は基本構想基本計画素案について、市民説明会の実施を求めます。以下たくさんありますけど3点に絞らせていただきます。

一点目、まず請願書を受理した後、どのような議論がなされ12月5日から令和6年1月4日までの期間で、基本構想基本計画案のパブリックコメント募集を始めているのでしょうか？請願の趣旨とは異なった経過、理由について説明してください。本構想計画は牧之原市にとって未来永劫を決定づけるほどの重要案件です。重要案件については、説明会、意見交換会を実施することが求められると思います。

2点目です。

基本構想基本計画案のパブリックコメント募集のことを市民への周知する方法として、ホームページ、公式LINE以外にどんな方法をとったのでしょうか？市民に広く通知するとともに、透明性を持って進めることが最重要です。

忙しい子育て世代、携帯電話が苦手な方にも書けるような努力や配慮をされたのでしょうか？しかも1年のうちの年末年始という誰もが一番忙しい時期の30日間のパブリックコメント募集は避けるべきだったのではないのでしょうか？

3点目です。

またパブコメを書こうにもやはり何をどう書けばいいのかわかりにくいのが、多くの市民の実態です。

市民説明会なしで、パブコメ募集はあまりにも無理のあるスケジュールです。パブコメとは、そもそも事前に案を広く市民に説明することです。条例にあります説明とは、市民によくわかるように述べることではないのでしょうか？

最後に、パブコメを取った後の意見内容の精査、市民の声に立ち止まって修正する勇気があるのでしょうか？

対応を大切に市民との協働のまちづくりを推奨する牧之原市を願ってやみません。

この後2人から市民にもっとわかりやすく説明してほしい疑問点等について話をさせていただきます。最後に中川が終わりの

教育長
請願人C

挨拶をさせていただきます。

はい、請願人Cさん。

はい。私は萩間に住んでおります〇〇と申します。

私の方からは、文部科学省の学校統合に対しての通達から、その方向から、うちのまちの学校統合についていろいろ調べてみましたので、それを報告させてもらって、このことは非常に重要なので、これは説明がまず大事だろうということで請願をさせていただきます。皆様のところにお渡しした資料としたら、QRコードが書いてあるセットと、文部科学省の学校統合に対して通達から考えるというところが私の部分です。この合意形成とか大規模校への懸念ということで言わせてもらいます。

合意形成についてですが、文部科学省の通達にここに書いてありますように、第1章初めに学級規模適正化の背景と本手引きの位置づけというところで、地域コミュニティの核としての性格への配慮とありまして、そこを読ませていただきます。

その3ページに書いてあるんですけど、同時に小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場と様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まち作りのあり方と密接不可分であるという性格も持っています。このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や、将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校作りの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれますとあります。その同じ第3章には、学校統合に関して留意すべき点ということで、18ページ、これは資料の中にありますが、学校統合に関して留意すべき点というのを皆さんの資料のところにお配りしてあります。

長く文章読んでると時間がないので、また皆さんのところで読んでいただきたいんですけども、下の方にある、こうした中であって、地域とともにある学校作りが求められていることを踏まれば、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校

支援組織と教育長の課題やまち作りも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になってきます、とありました。

私達は小さな子供を持っている親たちからも直接聞いておりまして、ついこの間、萩間の青年というかもう子供3人いますが、その人に聞いたら地頭方も一緒になるのって、学校予定地知らないけどどこって全く知らなかったのって、予定地を教えたら、なんでと全てに驚いたので、私達の方が驚いたのが2週間前の話です。それと私達は萩間なので、場所に関しては非常にナイーブです。小中一貫校に反対とまでの意見はないけれど、運用にあたって心配なことがある。本当にこれがきちんと実現できることが賛成の前提だと、その人は賛成反対でもないんだけど、この言ってることがきちんとできることが、私が賛成することへの前提だと。通学の問題、子供たちの学力の問題、合併後の子供たちのメンタルのケア、特別支援教育、不登校のケア対応など今見えてはこない問題も出てくると思う。それと、具体的な案を確認していかなくてはと思っているっていう人もたくさんいます。

教育長

請願人いいですか。10分ということをお願いしたので、他の方の時間がなくなってしまうので。

請願人C

一人10分ではないのですか？

教育長

1件につきですので、間違えないでください。

傍聴人

何で制限するんですか？よくわかりません。

教育長

ちょっと待ってください。

傍聴人

本来の陳述じゃないじゃないですか。

教育長

10分をお願いしています。

傍聴人

その制限はおかしいんじゃないですか。

教育長

(請願者に)続けてください。

請願人C

私の意見はこれで終わるということですね？

傍聴人

それじゃあ、陳述者の意見を聞いたことにならないじゃないですか。

教育長

聞いています。冒頭でも10分をお願いしますと・・・

傍聴人

どういう権限を持ってそういうことをするんですか。

教育長

ここでは今そういうことを議論する場ではありません。

傍聴人

それはおかしいじゃないですか。陳述者が・・・

教育長

傍聴者がそこで意見を言うのはやめてください。

傍聴人

いやだっておかしいじゃないですか。

教育長

おかしくない。それでは退出を求めます。

傍聴人 退出とはおかしくはないですか。そういう横暴なことをしているんですか。陳述ですよ、この場は。

教育長 そうです。陳述の時間は設けています。それに従わないのは…

請願人B 固いこと言わずに、資料も出てきているものを

傍聴人 なんでそんなことするんですか。

教育長 請願に対する陳述の要点をまとめてお願いしましたと言ったときに、資料の説明に入ってしまったために、本来の声、本来伝えたいこと、ここにある請願の趣旨と理由を中川請願人から述べていただきました。そのあと、聞いていますと資料の説明に入っていますし。

請願人C 今は資料の説明ではないですが。

教育長 それについて要点をまとめてお話していただければ。

請願人C まとめて話しているんですが。

教育長 前回もそうだったのですが、このあと教育委員からこの件に関して質問がありますから、まとめてお話いただけないでしょうか。

傍聴人 それは市議会のルールとは違うじゃないですか。それでいいのですか。

教育長 (請願人に) 進めてください

請願人C はい。市民に初めて案が出ました。なので、これからが市民意見が出されるときです。パブリックコメントのみでは済まされない重要な案です。市民の合意形成のためにもこの案は深く討議されることを請願します。その後の大規模校については皆さん読んでわかるように大規模校なので、文科省はこういう学校は、分けた方がいいよということになっています。

教育長 そういった資料はこの QR コードにやってきましたのでぜひお読みください。以上です。

請願人B はい。請願人。

教育長 話したいんですけども、来年の2月に倉斗先生の講演会があるようですが、同じように倉斗先生が昨年6月に教育委員会主催でもってやったときに配られた資料では、榛原の場合ぐりんばる周辺、相良の場合い〜らか、相良グラウンド周辺ということで、資料を渡しました。

請願人B 昨年の12月に用地選定が決まった段階では、実際の今までずっと教育委員会が言っていたところとはちょっと違う、距離的にはそんなに違わないんですけども、当初思っていた高台ではなくて、低地の川があって、よく水がつくようなところになったわけなんですけれども、その点で用地選定みんな市民の皆

さんも、今なおぐりんぱる周辺および相良グラウンド周辺およびい〜らの近くって思ってる方が大半だと思うんです。

それは教育委員会が今まで努力して、市民の皆さんに新しい学校はここにできるんだよと、津波がないところでということですね、設定していた仇が出てきたんじゃないかなと思うんですけれども、皆さんもご存知だと思うんですけれども、12年前の3.11の東北大震災では石巻の大川小学校の悲劇っていうのがあります。そして釜石の奇跡、そして原発災害というのがありました。

まず大川小学校の悲劇っていうのをご存知だと思うんですけれども、大川小学校は海岸から3.7キロのところですよ。それで、今回候補地となっているところは、榛原地区は、勝間田川沿いの2.5キロ、相良地区の場合は、萩間川の支流である川があり、海岸より2.8キロというところになっております。ですから、高台ではないということですね。

それで、釜石の奇跡ということですよけれども、釜石では、釜石東小中学校の生徒が隣の小学校が屋上に避難しようとしていたのを、中学校の生徒と一緒に、高台に避難したということで、釜石の子供たちが助かったっていうのもあると思うんです。それで、実際問題、榛原中学校の場合では、現在は近くの高台、ぐりんぱるへ逃げなさいと生徒に指示しています。しかしながら、今回の学校では、階上に避難するようにということをやられていると。質問すると、ここは安全だから階上に避難しなさいと、上の方に避難しなさいというふうに言われているようなこと。だから、安全なんだということになってるのでちょっと釜石の奇跡を忘れてるのかな。

そして、また原発災害については、東北の場合では、福島原発事故によって、一時避難を高台にしても、それから2次避難ということで、遠くへ避難しなきゃいけない。それで、牧之原市も浜岡原発の場合には一時避難として、普通の避難所高台の方に移ると思うんですけれども、その後に2次避難として山梨に避難しなければいけない。残念ながら今回の榛原の場合ですと、例え階上に登って助かっても、それから2次避難場所へ行くには、周りが水浸しになっていけば、できないということになっております。それで

教育長
請願人B

またちょっとまとめていただけますか。

すいません。つまり、用地選定として総合評価っていうのを資料としてやったんですけども、白い紙でこういうような表を持

っていたで、安全性が30点になっております。

しかしながら、これではあまりにも子供たちの命を救うには、乏しい点です。残念ながらこの根拠を情報公開したところ、根拠はないということで、どこから引いてきた数字かちょっとわからないです。それで、これをとりあえず、防災を半分ほど、命を守るために防災を上げると、210点満点の90点を防災に回しますと、書いてあるように、ぐりんぱの方が榛原中学校周辺よりも高い点数になっております。そしてまた、これがちょっとわからないんですけれども、どのような選定をしたかということで情報公開しまして、総合点で判断しているんですよ。それは、互選ではなくて総合評価ということで、10名のうちの9名が100対95で山がいいって言って、それで1人だけが、海がいいって言って50対100だった場合には、次、9対1の割合で、山側にできるはずが、数字のマジックによって、9対1けれども、点数を総合しちゃうと、海側になっちゃうんですよね。

だから1人だけ50点差をつければ、なっちゃうわけです。そうやって考えてみますと、

教育長
請願人B

まとめてください。

はい。一番最後のところに、僕の資料で一番最後のところに個別にABCDEFGGとありますけれども、現在の防災のものがいいって言うても、優劣を互選でしますと2対8です。2人の方が、ぐりんぱの方がいい。いや榛原中学校の低地でもいいよって言うのが8です。それを防災の方をやると、5対5、および点数的にはぐりんぱの方がいい。

だからもうちょっとね、こういう説明をやらないと、市民の方も、何で低地なのっていう意見が多いと思うんです。ですから、もう一度その説明を、なんでここになったんだというような高台じゃなくて、低地になったんだという説明が絶対必要だと思うんですけれども、このまま素案が案として出て、そのまま来年の2月には講演会を開いて決定していくような形になっては、ちょっと教育委員会が嘘をついたっていうかな。に聞こえるので確かに案としてはいくつか挙げたんですけれども、ぐりんぱ

教育長

それじゃ、いいですか。もうAさんが請願を最後にまとめてください。さきほど10分がおかしいとかって話ありましたが、元々請願を提出される方というところに、教育委員会から手続きについてご案内しますということで、1件につき10分以

内とします、あらかじめご承知おきくださいということを知った上で請願が出されています。

それがおかしいだとか、1人10分だとかそれはちょっとこの場では困ります。だいぶ聞いていましたけれども、まとめてきてください。よろしくお願いします。

請願人Aさん、最後まとめて言ってください。

請願人A

はい。ちょっとまだ資料のところで説明の不足のところありますけれども、例えば学校施設の基本計画の40ページと41ページにそのような数が出ていますけれども、現実的にどう授業して展開していくのか理解もできないし、9年間の教育活動が充実する環境の中に、学年ごとの授業開始時間の違いや後期課程や定期試験時の遮音対策など、とにかくそういうことを具体的にどうするかって明確になってないってのは、例えばそんなふうな施設一覧を見た場合でもそういう状況になっているので、まだまだ私達市民がわからないところ、それから疑問に思っているところいろんなことがあるので、パブコメだけではなくて、丁寧な対話を大事にした、学区ごとの市民説明会、それを開催して欲しいなっていうところなんです。以上です。

教育長

請願者による請願第1号の意見陳述が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。委員に対しては先ほど質問がいくつか出てきましたけれども、委員に対しては質疑はできませんので、よろしくお願いしますと思います。

請願第1号の趣旨とか理由、こちらに請願の趣旨が書いてありますし、ただいまいろいろご意見をいただきました。この陳述に関しまして、教育委員の皆様からご質問等ございましたら、お願いいたします。どの点からでも結構ですので、挙手して、はい、教育委員。

教育委員

はい。3名の方からいろんな発言があって、その前にこの請願をいただいたときに、ここに書いてあることが、学校と市民説明会と、十分な期間を設けたパブリックコメントの実施を求めらるっていう請願だったんですけども、今お話の中でCさんからは文科省の学校の統廃合についてのご説明があって、その中で学校が大規模校とか過大規模校に当たるのではないかというご指摘がありました。

Bさんの方からは、用地選定にあたって本当にここでいいのかどうかっていう話があったのかなというふうに思っています。最後Aさんの方から学校施設基本節整備基本計画の教室数の話で、本当にこれで足りるのか、どうなのかとか、これで実際

授業ができるのかどうなのかみたいなお話があったんですけども、この請願書だけを見るとそこが入ってなくて、ということでこれは基本構想基本計画の案についてパブリックコメントであるとか、市民説明会で議論していく中で説明をしたりとか質問を受けたりとか、そういうところで議論が深まっていくものなのかどうなのかっていうことをまずお伺いしたいなと思います。

教育長 はい、請願人からお願いいたします。はい、Aさんお願いします。

請願人A 教育委員の方から、質問された件ですが、一番は市民説明会をやって今までの疑問とかわからないところとか、そういうものを時間かけて、対話をして、理解したいっていうところが一番大きな今回の請願の理由です。

それで今、2人の方から細かい点について、述べましたけども、それはあくまでもまだたくさんある、いろんなものたくさんある中の二つを、こういうことがまだ市民わかってないんじゃないかとか、こういうことをもっと市の考え方を聞きたいよとかそういうことを説明して欲しいよっていう、あくまでも例を、例の一部を述べさせてもらったということです。わかっていただけましたでしょうか？

教育長 はい。教育委員。

教育委員 はい、わかりました。

教育長 他にありませんでしょうか？はい、教育委員。

教育委員 よろしく申し上げます。直前にこれだけ膨大な資料をいただいたので、私達もちょっと読み込むのが本当に大変なところなんですけれども、2点まず1点目一番最後のところで相良で3学級というふうに載っているんですけども、これは何を。

私も来年度の入園入学数を、来年1年生40人ぐらいなので2学級ぐらいじゃないかっていう、

教育長 ちょっと待ってください。まとめて質問していただいて。

教育委員 はい、この相良っていうのがどこの地区を表しての相良なのかっていうところが1点と、あと、その前のページなんですけれども、市民の方に直接お話聞いたときに、実現できるのか、きちんとできることが賛成の前提っていうふうにあるんですけども、やっていないのにそれが実現できるかできないかっていうのは、ここで決めることはできないと思うんですよね。やっていく中で問題が出て、それを解決していくことはできるんですけども、やってない段階では問題が本当に問題なのかどうか

もわからなかったりというのがあると思うんですけれども、この話を聞いたときに、逆にそれを聞かれてどうお返事を返されたのか。ちょっとお伺いしたいです。

教育長

はい。それでは、請願人の方から、それに対する回答、どなたか。請願人Cさんをお願いします。

請願人C

相良に関しては、これは学校統合の話なので、相良が一つの学校になる。そのときのクラス数を教育長さんがいろんな場面で相良は3クラス、榛原は4クラスの学校ができますという回答もいただいたんですけど、今回のあの案の中に入ってたかはわからないですけど、私もこの頃初めてあの案を見たので、そこに確実に書いてあったのは作る学校の規模が、各学年3学級以上って書いてありまして、3学級以上ということは4があるんで、ただ単純に6年生の部分だけだとしても $6 \times 4 = 24$ ですね。そのぐらいとにかく大きい規模のものができるというのはもう決まってるわけです。今度新設した場合の榛原にできるのは、各学年4クラスというと。

ごめんなさい。相良というのはそういう全域の新しい学校ができたときのクラスの相良です。だから相良小学校じゃないです。それと、この実現できるのがきちんとできることが賛成の前提なんだっていうこの方に関して言えば、おっしゃった通りに不安の方だと思います。やってみないとわからないと言われればそうだけど、この方にとっては本当に言われてることができるとかどうかっていう、それがわかんないですよ。わからないことに対する不安の部分ですね。

この方には、とにかく聞いたけど聞くことをメインにしていたので、これに対して私達は別に特に答えてはいないです。

教育長

教育委員、よろしいですか。お願いします。

教育委員

すいません。それが3学級以上ってというのが載っていたということで、4学級だと大規模校だと、各学年4学級だと大規模校だと思われるかと？

教育長

はい、請願人Cさん。

請願人C

はい。規定がありまして、文科省の標準ってというのが2から3なんですね。2から3で小さい学校も大事にするよって、1クラスでも複式学級でもその地域に合わせた特徴があるから、そこも大事にしましょうというのが文科省ですね。

それが3クラスまでなんです、標準が。それがここは3学級以上ということで、今回の提案がされているところが私にとってはわからなかったところですね。今の答え合っていますかね。

教育長
教育委員

他にありましたら、教育委員お願いします。
よろしくお願いいたします。今回のご質問のことを私なりに確認させていただきます。今回の基本構想や基本計画の案に関して、まだCさんとかBさんが言われたように、そういう疑問をたくさん持ってる方がいるので、そういうパブリックコメントだけじゃなくて説明会を開いてください。という趣旨で、この請願を受け止めればいいですか。

教育長
請願人A
教育長
教育委員

請願人Aさんお願いします。
はい。その通りです。パブリックコメントだけではなくって。
はい、教育委員。
パブリックコメントだけじゃなくて、ホームページへたどり着く方もなかなかいないかもしれないし、いけない方もいらっしゃるの、説明会を持って、もっと広報して欲しいよという受け止めでよろしいでしょうか？

教育長
請願人A

はい、請願人Aさん。
はい、この件に関してはすごく重要な案件だと思うんですね。なので、パブリックコメントについては、今委員さんがおっしゃった通りもっと広報して広く周知するとともに、さらに説明会だってパブリックコメントについては個人的な答えは出ませんって出ていると思うんですけども、そうすると書いただけと言ってはあれですけども。
なので、もう少し説明会を開いて、私達はもっと広く、お話聞きたいよって聞かせてもらいたいよ、こちらも伝えたいよということ、そういう会もやって欲しいと、そういうことです。

教育長
請願人C

はい。請願人Cさん。
この請願書を出すときに事務局の皆さんにお話したんですけど、今回のこのパブリックコメントを12月5日から始めてしまいました。それを知っている人というのはほぼいない。あと、ネットを見てくださと言われてましたが、今高齢化社会で、このまちはネットに繋がらない人たちが結構いて、どこかに印刷したものが置いてあるよということとかもお願いしたんですけど、それができているかどうか私達には確認する術がなく、だけでも始まりました。12月5日からというところですよ。

教育長
請願人B

続けますか。はい、では請願人Bさん。
前回、ここで陳述したときには、2030年にできるから、スケジュールがあるからって言われたんですけども、開けてみたら、相良の場合2033年ですよ。

あれ、そんなにあの伸びることも可能なの？と、だったらもうちょっとしっかり説明会を開いて、1年か2年延びるかもしれないけれども、合意形成をしたらいんじゃないの。だってあのときに僕らに何度もスケジュールがあるから、スケジュールがあるからって言いながら、開けてみたら相良の場合は、3年延びたわけですからね。それだったら、相良が3年延びるんだったら、榛原だって3年延びてもいいような気がするんですけどね。

教育長 よろしいですか。はい。教育委員よろしいですか？はい、わかりました。他にありましたら、教育委員。

教育委員 よろしくお願ひします。私はちょっとお伺ひしたいのは基本計画、構想計画について素案っていうふうに書いてあるんですけども、私も一応教育委員なんで、どういう教育が欲しいかとか、ずいぶんいろんな会が開かれて、ここまで進んでまいりました。そのときに一番最初はもちろん形になるかどうかわからないような素案が出てたとは思うんですけど、それは何回も皆さんで話し合いをしていくうちに、やっぱりどんどん変わってるんですね。だから一番最初の案についてって、ちょっとこだわるのはちょっと無理かなっていうふうに思ったんですけど、どの程度具体的なことをおっしゃってるんでしょうか？

教育長 はい、それでは、請願人Cさんをお願いします。

請願人C 素案は、最後の会議があって、そのときに出した意見がそれを含めますっていうことだったんですよ、この間の説明で、だから本当に最初と言っても本当に最初の頃じゃなくて、この計画案の直近の案の状態のことです。

教育長 はい、教育委員。もう1回ちょっと補足をしてください。はい、では、請願人Bさん。

請願人B 具体的に10月30日に、はい、それ以外に今出てる案ですと、なんていうか、見えないところがある。

教育長 ちょっと待ってください。こちらでやり取りしますので。

請願人B 僕らが見たのは、10月31日です。

教育長 はい。教育委員。

教育委員 はい、わかりました。

教育長 はい、一巡しましたが、まだある方？はい、教育委員。

教育委員 はい、今までの話を聞いていて、そうするとこの市民説明会っていうのは今まであり方検討で計画を作ったり、再編計画を教育委員会また審議会などで作ってきて、できたものを議論するものではなく、ここの学校施設、去年と今年かけて作っている

学校施設設備、基本構想基本計画について用地の選定であるとか、各部屋の個数であるとかというのは多分基本計画に載ってきてると思うんですけども、そういうところを、これってこうなってるんじゃないのかとか、もっとこうした方がいいんじゃないかみたいなやり取りっていう市民説明会っていう理解でよかったですでしょうか？

教育長
請願人A

お願いします。請願人Aさんお願いします。

はい、そうですね、基本構想と基本計画の素案についての説明会ですよね。そういうことで、素案についての、はい。

教育長
教育委員

はい、教育委員。

素案と案っていうのが何かあって今パブリックコメントで出てるのは、私の中では案っていう認識でいて、その前にいるんな今までの、この学校基本構想、基本計画の検討会の中で出されてきたものっていうのは、素案っていう私は認識で今いるんですけども、そうすると、その検討会で議論されていたものについて、説明会を開いて、そこを議論したいのか、それとも今パブリックコメントで出されている案について、自分の中では素案についてはその都度変わってきてるものだと思うんですね、一度検討会を経て、案になったものが、今パブリックコメントで多分示されていると思うんですけども、多分その案について説明会をして、議論していくここ、もっとこうなった方がいいんじゃないかとか、こういう形があるんじゃないかみたいなことになった方がいいのかなっていうふうに思うんですけども、その点は素案と案の違いについてはどうでしょうか？

教育長

はい、それではこの請願自体がこれが素案になってるんですけども今、教育委員から素案なのか案なのか、その段階でのどちらの説明会なんですかということですが、はい、請願人Cさんお願いします。

請願人C

私達が出したときはまだ素案状態でしたんで、本来素案の状態で見聞を言わせてもらいたかった。それで請願出したんですけど、既にそのあと案が出て、パブリックコメントが始まったので、もうその案に言うしかないですねっていうところです。素案の段階で、もっと市民に意見を出してもらって、いいものを作って最後にまたもう1回確認してもらおうっていうのがいいなという請願でした。素案自体は私達は見たことがないので、そのときも請願に行ったときもまだ見せられませんっていう状態でした。その最後の

会議に出た意見をまた加えるので、まだ見せられませんということなので、今回、全然知らなかったんですけど、うちのメンバーの中で知り合いがもう出ましたねという話があって、やっぱり出たのってそれで知ったぐらいで、他の人はほとんどこのことは知らないと思います。あの案が出ていること自体も、なので、今となっては案に対しての説明会になるんですよね。きっとね、もう案が出たということは。

教育長
教育委員

はい、教育委員。
はいわかりました。ありがとうございます。あともう1点いいですか。

この請願を採択したり不採択するにあたって、どのような市民説明会を求められてるのかっていうのは、すごいろいろな形があるなというふうに思っていて、例えば主催がどこであるとか日時がどのぐらいであるとか、回数がどのぐらいであるとか、学区ごと今10学区、片浜も含めてあると思うんですけども、その10学区それぞれでやるべきなのかとかその辺の具体的なものが決まっていいたら教えていただきたい。

教育長
請願人A

はい、請願人Aさんをお願いします。
それは決まっています。というか案はありますけども、そういうことからまず話をしたいです。

教育長
教育委員

教育委員。
その市民説明会を一緒っていうと、一緒に企画をするという形で考えてるってことで、よかったですかね。

教育長
請願人A
教育長
教育委員

請願人Aさん。
もちろんそういうことを最初からやりたかったです。
教育委員。
私、教育委員会で聞いているのは多分そういう説明をしてほしいという市民団体であるとか、もちろん自治会であるとか、そういうところには手を挙げていただければ、例えば今回でいう基本計画の説明ですとか例えば再編計画の説明ですとかっていうのは何って説明をするっていうことを聞いていて、それとはまたちょっと違うんですかね。

教育長
請願人A

請願人Aさん。
そういうことも含めて、私達のグループもそういう学習会もやったし、講演会もやってきているので、ぜひ来てくださっていうことは、こちらからも請願して、前回ね、請願して呼びかけてきてくださっていうことを言い続けてきましたが、残念ながらそういうことは叶わなかったんです。なので、ぜひ、例えば

学区ごととか、それからこういう集まりをやりたいので、そこへぜひ来てもう一度基本構想基本計画について説明して欲しいなっていう気持ちです。回数とか場所とかそういうのも相談させてもらって、そういうことをお願いしたいなっていうことです。

教育長
教育委員
教育長
請願人B

教育委員。

はい、わかりました。

請願人Bさん。

今、跡地利用というの学区ごと大体やってるんですけども、それに準ずるような形では最低できるんじゃないかなと思うんですよね。でも今、跡地利用をやると、なんかワークショップですか。インチキと言っては悪いんですけども、行政が頼んだファシリテーターが何か意図的に進めるようなワークショップの気がするので、もしワークショップを行って、そうやるんでしたら、もうちょっと行政からお金をもらっていないような、ちょっと真面目にと言っては悪いんですけども、中立的なファシリテーターを使ってやってほしいなっていうのがありますね。それは何て言うんですか。市民の意見を聞くっていうところで、重要なところじゃないかなと。

教育長

教育委員いいですか？

はい、では、請願人Cさん。

請願人C

まず周知が第1で、萩間小学校は150周年というか、150年間あった学校がなくなるっていうことを萩間の人たちはあまりわかっていません。年寄りも多いし、私達が一生懸命喋ったからわかってる人がまだいるぐらいで、何にせよ、とにかく周知徹底が大事。それとあと、今スタートラインに立ったところだと思うんですよ、こういう学校を作るんだよっていうのがわかった。それに対して、あの場所ではっていうのが萩間の人結構な割合で多くいまして、萩間は津波に関係ないのにあのところに行かなきゃいけないのかという感覚の人はたくさんいます。けどそういったことも知らない人も多いので、とにかく知らせることが大事で、さらに小さな子供を持っているお母さんたちとの間、話したんですけど、私達は聞きに行ったんですけどこうやって聞きに来てくれると助かるんですよって言われました。なかなか子育てが忙しくて出て行けない、そういう説明会があるって言われても、とても子育てで忙しくてっていうのがあったので、周知徹底に関して言うと、いろんなやり方ポスターを貼るっていうのも、全然今までなかったもので、コロナ

禍でみんな家に閉じこもってました、3年間ぐらい。その間にこの話がどんどん進んでいましたので、ポスターを貼って今こういう話し合いをするよとか、そういったとにかくお知らせする活動を私達もいろんなイベントやるときには、一生懸命チラシ配ったりとか、自ら動きますが、そんな感じで、ただ広報に載せるだけとかじゃなくって、意識してまちを盛り上げていこうという機運を持って、周知させてほしいのと、みんなから意見を初めて、このスタートラインに出た案に対して、みんなはどう思うかっていうことを聞いてもらわないと、諦めています、若い人たちは、もう決まったんでしょと諦めてしまっているんで、そこら辺は大事にしてほしいところです。

教育長
教育委員

はい。他に質疑はありませんか。

私まさに子供があの中と2歳にいる保護者で支援センターにもよく行ってたんですけども、実際に支援センターに何度もこういう説明に来てくれたりだとか、支援センターの中にもチラシがあったりしたんですけども、そういったことはご存知でいらっしゃいますか。

教育長
請願人C

請願人Cさん。

今の皆さんは働いている人が多くて、なかなか支援センター、それも萩間にしてみると、支援センターって相良なのでそんなにしょっちゅう行くような場所ではなく、支援センターというのは、利用者数を見ればわかると思うんですけど絶対数から考えたらごく一部だと思います。

教育長
教育委員

教育委員。

私はあくまでもいろいろ質問させていただくんですけども、若い世代にとってはLINEがすごく有効であるので、あの支援センターに行けない方はもちろん、あの納得しました。ですけども、LINEでいろいろ情報がいってたりだとか、あとは保育園とか幼稚園でもこういったお話があったりっていうのも伺うんですけども、そういうのはいかがなんでしょうか？

あともう一点すいません。若いお母さん世代からも話を聞いたというのが、今お話に出たんですけども、私の周りの私は今実際に親子世代に本当に関わる仕事もしてるんですけども、そういう世代からは、できることならなるべく早くできてほしいというふうな声が多く上がって、私の周りではですよ、上がっています。どんどん数が減っているっていうのは健康診断とかに行っても、年中のとき今の5歳の子のときの健康診断に行ったときの、その場にいる数と、今2歳の子のときの健康診断に

行ったときにいる子供の数が明らかに数が違うので、数が減ってるんだなっていうのは身をもって感じています。そういう中でどんどん人も減ってるねっていうので学校も小さくなるけどこうやって新しい学校ができて、たくさんのお友達と新しい環境で勉強ができるのはすごくいいねっていうのは私の周りで結構な数いるんですけれども、その周りで不安な気持ちはわかります。不安な気持ちはわかるんですけれども、説明が足りないっていうのは、萩間地区の周りの方のお話でしょうか？

教育長
請願人C

請願人Cさん。

私の場合は萩間ではまだまとめてあんまりいないんですけど今言ったのは菅山のお話を聞いたりしています。

繋がること自体はすごく難しく、私も64歳になったので、そういう若い世代となかなか繋がらないんですけど、その中でも聞いた話だと、なにせ、その空白の3年間、コロナの3年間っていうもの、それで、その大きい方がいいというのがどうして、そこからどうして大きい方がいいって言われるのかが私にはわからなくて、元々萩間小学校はずっと小さい学校でしたが、うちの旦那の時代から1クラスですっきりときました、それで何も問題はなかった、今もコミュニティスクールのモデル校であったり、優秀な生徒もたくさん出していますので、そこら辺もちょっと私の感覚とはちょっと違う。あと、今も含めて、要するに賛成反対ではなく、いろんな情報をみんなでわかり合った上で、このまちの学校のあるべき姿っていうのも語りたいたいなど、だから賛成反対以前の問題ですね。この感覚っていうのが、うまく、、、

教育長
教育委員

関連しますか？教育委員、今のよろしいですか。

はい。では、このパブリックコメントは始まっています。今回説明会がもっとあれば、ではいいというか、そういう説明会というか、話し合う場があれば、いいということですか？

教育長
請願人B

はい。どなたかいます、請願人。

そうです。説明会は案の説明会ですから決定ではないので、案の段階だから柔軟に持ってもらって、これ、何でもかこういことを言うかっていうのは、一番最後の僕の資料にあるんですけれども、これ、用地選定の選考委員ですごく常識ある地元の常識ある人と、あと学者さんとかがやってたんで、名前は誰だかわかりませんが、こう見まして、10のところと同じで10のところと6の意見というのがあるっていうのは大体わかると思うんですけれども、10の人と2の人があるんですよ。

水害に関して。これでもう決まっちゃったの、だから、もうちょっと討論が必要だし、説明が必要だったんじゃないのっていう、こう素朴な疑問ですね。まして素人が見たときに、水害があります、津波が来ますっていうのをね、理解するのにちょっと時間が少ないし、説明が不十分じゃないかなど。見てください、すごくばらつきがあるでしょう。委員の人でさえ、こんなにばらつきがあるのに、一般の市民がやるっていうのはちょっと酷だと思っんです。ですから、案の段階でもって、市民にもう一度問うてみたらいいんじゃないかなど思っんです。

教育長

はい、教育委員、いいですか、よろしいですか。他に質疑はありますでしょうか？はいでは、教育委員お願いします。

教育委員

聞いていると、なんか根本からのところが出ていう感じをすごく受けるわけですが、基本計画を周知するとか、みんなが知ること、なんでそういう結果になっていくっていうのをたくさん知ってもらいたいなって、それに関してもっとこの方が出ていう提案に関しては、とてもいい事じゃないかなって思っんです。基本計画案に関しての説明、そこに立った案というものの基本は説明会の実施ということで、考えればいいですか。

教育長

請願人お願いします。はい、では請願人Aさん。

請願人A

説明会。今までやってきたいろいろな説明会、学校跡地最近のそうなんですけど、やはり行政の方から説明していただきますよね。その後形式としては、さっき言ったように、ワークショップをやる形式で、その中でやっていって、そこでもっと質問したり答えいただいたり、こうなんだよっていう何かまとめられちゃっていくような形式を感じてるんですね。その傍聴してもそうなんですけど。ではなくてもっと対話っていうか、こうだからこうってそういうようなやり方の説明会、説明会ってなると、そういうイメージがあるんですが、私達が思ってるのはそのやり方自体も話し合いたいなって、そういう考えがもうあります。教育委員、よろしいですか、まだ。

教育長

わかりました。

教育委員

はい。それじゃ関連しますか？では、請願人。

教育長

請願人B

いろいろね、行政がやるところで、例えば避難タワーっていうのありましたよね。避難タワーをどこに作るかっていうの一応案の説明会がありましたけれども、地元の人がここがいいんじゃないか、ここがいいんじゃないかっていうのをワークショップで開いて、いや、山に避難路を作った方がいいんじゃないかということでやって変わったところもありますよね。ですから

そういう意味で、柔軟な説明会ですね。確かに基本構想としてありますけれども、これを3クラスっていうのもあるけれども2クラスで、とりあえずこう考えてみましょうか、とか、それは、例えば簡単な意味で、場所が低地になってるけれども、高台っていう案だったらどうなんだろうとか、避難タワーみたいに、避難タワーと山への避難道を整備するっていうのも住民の意見でもって変わってきましたよね。それと同じように柔軟なワークショップを、もう開いてもらえればいいかなと思って。ですから、今回のもので、もう早急にもう30年、2030年というのは決まってるけれども、二、三年伸ばしてもう一度根本から、防災の面から考えてみようかとか、というのが、あってもいいんじゃないかなと思うんです。

教育長

はい。いいですか。委員の皆さんからの質問で、請願者の方からいろいろここに対する請願の、パブリックコメントとか、その説明会っていうところのイメージっていうのは、大体つかめたでしょうかね。まだ足りなかったら、もう一時間ちょっと超えてますが、出していただきたいと思います。なければここで切りますけど、どうでしょうか？はい教育委員、お願いします。

教育委員

周知とか広報の方法がもっと足りないんじゃないかっていう言葉があって、私も確かに周知や広報するのってすごい大変だなというふうに思っていて、これは前回の請願のときにも、話した気がするんですけど、今後もそれは努力して続けていかなきゃいけないなっていうのは常に思っていて、その結果、今のやってきた流れの中で6割が、今知ってるってアンケートの中で答えてる、っていうふうに思ってるんですね。あとこの請願に書いてある、知ると理解に大きな隔たりがあるっていうことでこれ書いてあるんですけども、それもなかなか知るところから、それを理解するっていうのはすごい難しいなっていうふうに思っています。どのぐらいの市民の人が、例えば今測るもので言ったらアンケートぐらいしかないのかなっていうふうに思っていて、知るって答えた人がいれば、その知ったっていうふうになるのかとか、その知ると理解のこの間どうしたら理解までいくのか、それがどこまでいったら、事業であるとか、こういう計画みたいなものを進めていけるのかっていうのは、すごい感覚的なところがあるんですけども、どの程度って形で考えてるのかなっていうものをちょっと聞きたいなというふうに思います。この知るとか理解する一つとして、パ

教育長
請願人B

ブリックコメントであるとか市民説明会であるとか、いろんなことを審議会であるとか、教育委員会もそうですし議会の説明だとか、何かそういうところをされているのかなというふうに思ってます。どの程度この知るっていうのが、どのようにあればみんな知ったふうになるのかなと、これ私自身もちょっとわからないところなんですけれども、どういうふうに考えていらっしゃるのかなと思ひまして聞きたくなりました。

はい、それじゃあ答弁を求めます。はい請願人Bさん。
簡単なことで言うと、榛原の場合で用地選定で今の榛原中の近くとぐりんぱるの二つの案が出ました。それで簡単に、住民にアンケートを取ってという作業もせずに、こういう案とこういう案がありますからってという広報を、一生懸命してくれて、それで説明会ではぐりんぱる周辺というのは何度も何度も説明したんですよ。それは皆さんも広報なんか見てもらえればわかると思うんですけれども、ほとんど榛原中の近くっていう案もあったんですけれども、あまり強調されてなかったんですよ。実際問題、開けてみて、榛原中の近くになったっていうので、あれって思う人は多いと思うんですけれどもそのあれって思う意見はわからないんですよ。先にアンケートをとって、A案B案で、山と海って言い方があったら、ぐりんぱると榛原中っていうのがあったら、それを聞いてくれればいいんですけど、そのときは説明会はするけれども、どっちがいいですかっていうことも聞いてくれないし、だとしたら、もう一度こういうふうに決まったんですけれども、B案としてはこっちがありました。どっちの方がよかったんでしょうかねっていう聞き方をしてもいいかなと思うんですよ。それはもっとあの時にはわからなかったのが、設計者の段階でお金が30億とか50億高いけれどもっていう具体的なのがだんだんわかってきた中での説明会を開いていないんですよ。お金との関係で説明会を開いてないっていうの、すごい欠点だったと思うんですよ。だってまだ説明会を開いたときにまだわかりませんからって説明会でしたので。だったら、お金の関係とか、もう一度お金がこんだけになると困るから、ここにしたんですよっていう説明をしてくれれば、納得する人もいるし、いや、ちょっと位お金かかって、子供たちの安全のためには高い山の方がいいんだっていう意見もあるかもしれないですよ。実際問題、委員の中でさえも、ぐりんぱるの方がいいという人が10人のうち2人は委員でいるんですから、アンケート形式

に近い形での説明会っていうんですか、を開いてもいいかなというふうに思うんです。

教育長
教育委員

はい、教育委員。

はい。すぐ説明会のイメージがいろいろ多分そのイメージがかなり違ってんだなというような今、印象を受けていて、基本構想の説明会という、今この案をこう説明して、それについてご意見をもらう、という形の市民説明会になると思うんですね。今請願人さんおっしゃられたようにお金との関係でどっちがいいんですかとか、これは本当にこっちとこっちありますけどどっちがいいんですか、こういう説明会っていうのを今イメージしてなくて、そういう説明会をイメージしておられるということによかったですか。

教育長
請願人B

はい。請願人B。

それも含めてです。ですから、柔軟に、こういう短絡的な紙ノートの説明じゃなくて、よく説明会っていうと、パソコンでもあるようにスケールをやってパソコンで説明しますよね、商売の。それと同じ説明会じゃなくて、もうちょっと柔軟に、こういう意見でもってこういうふうに作ったけれども、委員の中にはこういうそれでもちょっといくらお金があっても高台っていう意見もありましたよっていう説明とは違いますよね、説明の仕方が。残念ながら、今やってる行政の説明会は、こういうふうに、こういうふうに決まったんだ。中身はどうだったのっていうと、こういうふうに決まりましたからっていう言い方でしかないんですよ。ですから、もうちょっと柔軟に、もうちょっとバックグラウンドというか、もうちょっと説明してもらえれば、理解が深まるし、こここのところでまだ間に合うんじゃないかっていう意見が出るかもしれない。とりわけ相良の方が3年遅いですからね。榛原の場合は3年早いですから、なんでそんな3年早いかわからないけれども、だったら3年、遅くなってもいいから、もうちょっと考えてみようかっていう意見も出るかもしれないですよ。

教育長
教育委員
教育長
請願人C

はい。教育委員よろしいですか？

はい大丈夫です。今の質問については大丈夫です。

関連して、はい請願人Cさん。

先ほどの周知徹底してというので出てくる人というのが確かに難しいです。今現在若い人がほとんど出てきてなくて、もう諦めてる人が、お知らせがこう決まりましたっていう感じで綺麗なカラフルなので来るので、みんなそれをもらうたびに諦め

ていまして、私が話をしたその30代の男性もまだ変えられるのというふうに言われて変えられるかどうかわかんないけど、もう諦めてたっていうことだったんですよ。だけど今から子供を育てるその30代の男性がこのまちの方向性に対して諦めること自体が私は問題だなとそのとき思いました。

なので、これで合意形成に行くときには今からでも意見を言ってくれっていう、言っても聞いてもらえるんだっていうことをやっぱりアピールしてもらって、今から若い人なので、私達はちゃんと子育てしてきました。萩間小学校も学級崩壊した学校を建て直しました。私達はやってきました。その次の世代が今やるべきだから本当は次の世代がこういう意見を持ってくるべきなんですよ。だけどそこが全然見えてこないっていうのが、だけど今ね、そうやってうちの私達が育てた子供たちの年代が帰ってきてます。萩間は新しいうちが増えています。菅山も新しいうちが増えています。なので最初の当初の計画を立てたときは、人数が違うはずですよ。萩間の予定の人数あの菅山の予定の人数、本当に小学校の周りに菅山は新しいうちが天保屋さんにかけてずっと結構目立っていますし、新しい家イコール若い人、年寄りではないので、人数の変更が多少萩間、菅山、坂部も増えているということなので、そういった点で昔の計画がそのまま生きてくるのかどうかもわかりませんが、今の若者に意見を言えるんだよっていうまちであってほしい。それだからそのできれば本当にその人たちに出てきてもらって私達も年の功で経験してきたこと、育ててきたことは言いたいんだけど、それをわかってもらおうっていう、そこが並行してやっていかなきゃいけないなと思っていますが、とりあえず今回のこの請願に関して言えば、とにかくこれでパブリックコメントではなかなかこのまちに対してこれからの希望を持てる人はいなくなっちゃうだろうし、できればこれスタートラインですよ。こういう案で、このまちはやってきますっていう案がやっと出たので、放課後児童クラブが1校だけになるのも知らない人はたくさんいると思います。だから放課後児童クラブどうやって帰ってくるのかなって、地頭方の人もそれは跡地のときに話をしましたが、地頭方の人たちはそこへ迎えに行かなきゃいけないんだよねとか、何かそういうことが見えてこない。その遠方になればなるだけ不利な条件なので、何かそこら辺もちゃんとわかってもらえないと、賛成反対もできないだろうなって、今回案がそうやって出ましたので、放課後児童クラブが、そこ

の学校の中に作るっていうのは、この計画で出てましたので、そういったことととにかく説明してもらってその上で納得かどうかというところも必要かなと思います。

教育長
教育委員

はい。他に、はい教育委員。

お伺いします。請願人Bさんにどう考えるのかなってお伺いしたいんですけども、榛原の跡地のお話なんですけれども、対話するのはちょっと変だと思うんですけど、お伺いしたいのは、あのときに榛原跡地を決めるときに、私も同じ立場で傍聴人でずっと聞いてました。その回にはもちろん出てないですよ。何を言いたいかっていうと、あのときには区長さんとか一応地域の方たち、跡地ってこんな小さな牧之原市の中でね、理想的な土地なんてまずないっていうのはみんなの総合的な考え方でした。その中でも、もうこれとこれってさっきもおっしゃったように、ぐりんぱるは確かに高いところなんですけれども、ものすごく代替地を変えたらお金がかかって、牧之原市のその程度の予算ではね、そんなに教育には使えないよっていう、区長さんが何人もいらっしゃいました。でも私それはそれで区長の考え方だろうし、区長にはそれなりの責任がありますのでそういう話をね、ずっともう、いろんなケースで話し合っていて、最後にそこまで意見がね、誰だってこの意見最高なんていう意見は、跡地のプランはなかったです。その中でも、いろいろ話し合いをしながらこの辺ならっていうふうにして、長いね、皆さん本当に仕事が終わった後疲れて、出てらっしゃったのはそれを見てすごい敬意を感じたんですね。

そういう今までの長い期間について、理想ではないけれども、まとまってきた意見っていうものに対してどういうふうにお考えなのかなと思って。

教育長

はい。跡地ではなく、候補地、学校用地ですね。それでは請願人Bさん。

請願人B

確かに話し合われてきたんですけども、実際問題表決を取ったこの評価点を見ると、今工事費の問題でも、15と6の人がいるんですよ。点数がこれは理解されているとはちょっと思えないんですよ、合意形成がですから、これでもまだまして、水害に関しても、8の人と2の人がいるんです。

榛原中学校は水害に対して、安全だという人が8点つける人がいて、いや榛原中学校は危険だねっていう人が2ですよ。ですから、意外と話している中で、実際問題点数つけてくださったときには、こんなにも差があるんですよ。だしたらまだ不

十分だったんですね、話し合いが。

教育長 はい、教育委員いいですか。それでは、よろしいですか。もうそろそろこれで終わりますが、聞きそびれてるとあとでは聞けませんので。はい、教育委員お願いします。

教育委員 最後に一つだけ確認をさせていただきたいです。請願人Cさんは、今いろんな経緯があったけれども今スタートラインに立ってるっていうふうにおっしゃって、請願人Bさんはまだいろんな思いがあるようなんですけれども、これからこういうまだ説明会でいろんな意見はあるけれども、こういうふうに行きますっていう、意見を求めたりだとか、説明会がこれからもっとあればいいなっていうのが今回のところですかね。

教育長 請願人B。

請願人B はい。最低ですね、2月に開かれるい〜らでの説明会で終わりじゃ困るなど。1回の説明会がありますよね、大規模な。あれで終わっちゃって、倉斗先生に何だ高台じゃなかったのと笑われちゃったら終わりですからね。

教育長 はい、教育委員。

請願人B ですから最低ですね。10地区ですか、学区ごとには説明会なりをしてもらって。それで何度も教育委員会に言ってるんですけど、僕ら以前の宣伝カーを回したんですけれども、広報カー、なぜそのくらいやらないの行政は、本気になって、みんなの意見を聞こうとしてないんじゃないのっていうふうには思いました。

教育長 教育委員、今の答えでよろしいですか。それじゃあ…。関連してますね。請願人C。

請願人C スタートラインって言ったのは、今から始まりっていう意味なので、そんなに違わないかもしれない。この案が出た。そのそれをみんなが知って、こういう計画なのかっていうのを知ったので、それに対してここおかしいねとかという意見が出てくるという意味でのスタートラインなので、そんなに違わないかもしれない。こういういろんな意見が出てくるということでは、はい。とりあえず今さっき言ったスタートラインとBさんの言ったような、もうこの時点まで戻ってという、それとはそんなに違わないかもしれないですね。この今たくさん出ましたよね。最初の項目が教育環境というよりも、建物じゃない方が最初の頃にあって、後半が建物の関係、それぞれに意見はあると思うんですよ。そういったところが初めてこのように出たので、それに対して意見を言ってくださいと言ったときには、今

さっき私が言った放課後児童クラブみたいなものは、そんなところにあっては困るとか、防災訓練のときに歩いて来いと言うけれど、萩間から歩いていくのかとか、いろいろそういったものが意見として出てくると思うので、本当に広く広くスタートラインという意味です。

教育長

教育委員よろしいですか。それでは、もうよろしいですか。ないようですので、これで請願者への質疑を終了いたします。請願者は自席に移動をお願いいたします。ありがとうございました。

(担当部局より説明)

教育長

それでは最後、請願第1号に関する担当部局からの説明をお願いいたします。準備ができましたら、発言者は挙手をお願いいたします。はい、学校再編推進室長。

学校再編推進室長

私から、学校施設整備基本構想基本計画の策定において案の公表、案段階での市民説明会およびパブリックコメントについての見解を述べさせていただきます。

まず初めに、学校は市民の生活に関わる大切な施設ですので、計画の策定過程に、市民の意見が反映できる仕組みとすることや、市民の皆様がこの取り組みを知っていただき、理解を促進していくことは、とても重要なことだと考えており、これまでもその2点を大切に検討を進めてまいりました。

令和4年度から検討している学校施設整備基本構想基本計画につきましては、学校再編計画に基づき、新たに設置する義務教育学校の施設整備に必要な学校のコンセプト、整備方針、施設計画、配置等の設計に係る基本的な考え方を示すものです。

市民の皆様のお考えを反映した計画とするため、令和4年度から市民検討組織として、牧之原市学校用地候補地選定委員会や牧之原市新しい学校作り検討会を設置して検討を行ってきた他、アンケート調査やワークショップ等を実施してまいりました。

今回公表しました学校施設整備基本構想基本計画案につきましては、既にパブリックコメントを12月5日から実施しており、併せて、高校生、保護者、自治会を対象とした住民説明会も今月から実施していく予定です。これまでも学校施設整備基本構想基本計画の検討におきましては、学校再編計画の検討同様、計画策定の過程に市民参加の機会を設けてまいりました。牧之原市自治基本条例第6条の市民参加の原則では、恒常的な

参加の制度を確立し、参加の機会を多様に提供するとしており、第 8 条参加機会の保障においては、市政への市民参加を保障するものとし、その制度の充実に努めるものとするとして規定しております。

これを受け、自治基本条例の個別計画として、市民参加機会を保障する制度として整備されたものが、牧之原市政への市民参加に関する条例です。学校施設につきましては、牧之原市政への市民参加に関する条例の第 5 条第 4 号の、広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する基本計画およびその利用や運営に関する方針の策定、または変更に該当しますので、同条例第 6 条で規定する市民参加手続きについて、第 7 条では、二つ以上実施する必要があるとしております。

学校施設整備基本構想基本計画の検討過程では、同条例で示されている五つ全ての市民参加手続きを実施しております。以下にこれまで行ってきた市民参加手続きの具体的な内容について説明いたします。

条例第 6 条第 1 号のパブリックコメントにつきましては、12 月 5 日から 1 月 4 日までの 31 日間の意見提出期間を設けて実施しております。この期間は、牧之原市政への市民参加に関する条例施行規則第 3 条第 2 項において、意見を求める期間は原則 30 日以上と規定がありますので、その規定を満たしているものです。また、その周知につきましても、市のホームページ、LINE、まきはぐによる電子媒体での周知と併せて、市役所、さぎんか、子育て支援センター、図書館等、市の公共施設への配架を行っております。

同条第 2 号の市民意識調査には、アンケートが含まれております。未就学児も含め、中学生以下の子供を持つ保護者を対象としたアンケートを 1 回、教職員を対象にしたアンケートを 2 回実施していることに加え、シンポジウムや勉強会の際に参加者へのアンケートを実施しております。

同条第 3 号の意見交換会は、自治会を対象に 8 回、保護者を対象に 3 回、教職員、学校図書館司書を対象に各 1 回開催しております。今月中にさらに保護者を対象に 2 回、高校生を対象に 2 回開催する予定です。

自治会についても、自治会行政連絡会において説明会や意見交換会を実施したい旨を依頼しており、地域の実情に応じた実施方法にて継続的に実施してまいります。

同条第 4 号のワークショップにつきましては、小学生を対象に

したワークショップを1回、教職員を対象にしたワークショップを1回開催しております。

同条第5号の審議会等につきましては、学校用地の候補地を選定するために専門家、教職員、地域や保護者の代表で構成する牧之原市学校用地候補地選定委員会を榛原地域で3回、相良地域4回開催しております。さらに、学校施設整備基本構想基本計画につきましては、市民意見をいただく場として、牧之原市新しい学校作り検討会を設置いたしました。そこには専門家を初め、再編する小中学校の保護者と教職員、地域の代表、学校と地域を繋ぐ役割を持つコミュニティスクールディレクターの代表、企業代表の皆様に入っただき、榛原地域、相良地域、各7回ずつの検討会を開催し、その意見を積み上げた結果、学校施設整備基本構想基本計画案が作られております。

その他の市民参加の機会としましては、小中学校における出前授業を7回、498人に対して実施しております。

以上の通り、牧之原市政への市民参加に関する条例に規定された計画の策定過程における市民参加の機会を十分に保障できるよう進めてきております。さらに、策定過程の市民参加の機会の保障とあわせて、学校再編についての市民への周知や理解の促進も大切だと考えております。

市民の皆様には、学校再編計画や新しい学校作りについて広く知っていただけるよう、学校再編計画概要版の全戸配布、広報まきのはら等への掲載を始め、令和4年11月から現在まで、新しい学校作りの検討状況を市民の皆様と情報共有できるよう、瓦版を全戸配布し、ラインやまきはぐなどでも周知しております。

また、全校のPTA総会やPTAの集まりの際に情報提供する時間をいただくとともに、学校再編に向けての取り組みの紹介として、出前授業やワークショップ、検討会などの情報を公共施設に掲示してまいりました。

このようなことから、今年度実施しました市民意識調査では、学校再編の取り組みを知っている市民の割合が66.4%となっており、昨年度から10.1ポイントの上昇が見られたことから、確実に市民に学校再編計画が認識されてきたと捉えております。

また、今後につきましては、冒頭に申し上げましたように、住民説明会を実施してまいります。住民説明会につきましては、多くの方に参加していただけるよう、市が主催したものに来た

人に来ていただくという待ちの姿勢ではなく、参加者の状況に合わせて、学校再編推進室の職員が伺う形で開催したいと考えています。高校生は学校と調整し、子供たちが出やすい日時と場所とし、12月に2回、保護者は気兼ねなく話が聞けるよう、子育て支援センターを会場に、同じく12月に2回開催いたします。

また、自治会につきましては、区の実情に応じて開催することとし、班・組長会での開催や別に機会を設けていただく等、各自治会と相談しながら進めており、現段階で12月に自治会ブロックでの開催を予定しています。

これまでも、自治会、学校、保護者、そして各種団体の皆様には、ご説明させていただける機会があれば説明に行かせていただくのでぜひお声掛けくださいとお願いして参りました。

今後とも継続して、より多くの方への周知や理解促進に努めてまいります。以上でございます。

教育長

はい。請願第1号に関する担当部局からの説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から担当部局の方にご質問がありましたら、出していただきたいと思えます。

いかがでしょうか？

ちょっと早かったので聞き取れなかった部分があるかもしれませんので、その辺もう1回重なっても構いませんので出してください。

はい、教育委員お願いします。

教育委員

お願いします。説明会が今後開かれるということだったんですけども、こちら側からではなく市民の求める形もということだったので、先ほどアンケート形式のような説明会も欲しいというふうな話が出たんですけど、そういう要望にも応えていくということですよ。アンケート形式というか、あの市民が声を出せるような、説明会を行っていくということですよ。

教育長

はい、学校再編推進室長。

学校再編推進室長

はい。各自治会に関しましては、今皆さん、区長に依頼の方おかけして、各区において対応の方を検討してまいります。

当然説明会もありますし、紙資料を配布したいので用意してくださいとかっていう話もありますので、当然そういう話はしていきますので、そういうものの一環でアンケートとかそういう調査ということも可能であれば、話をしながらですね、そういうことも考えられるのかなと思っております。

教育長

続いて、学校再編推進係長。

学校再編推進係長 はい、追加で少し説明会の内容についてご説明をさせていただきます。まず高校生につきましては、こちらから学校施設整備基本構想基本計画のご説明をさせていただいて、少し座談会のような形で、その後、高校生と自由な意見のやり取りができるような形を考えております。

保護者の皆様につきましては、やはり先ほどもお話ありましたようになかなか子供さんを置いて出てくるというのは難しいということで、子育て支援センターで子供さんと一緒に話を聞いていただいて、保護者の方からの質問に答えていくといった形を想定しております。自治会につきましてはご要望に応じるという形で、なかなか自治会の皆さん、普通に呼んでも一般の方は来ないよっていうお声が多くて、班・組長会議で説明してもらって、そこで質問が出れば、質問に答えて、質問がなくても、また後日質問を渡したら答えてくれるか？ということでしたので、それについてはまたお答えしますよということもお伝えをしました。

もし別の機会を設けていただければ、その自治会は説明会に行かせていただいて、その場で意見交換ということも考えていますが、やり方はその自治会の皆さんとご相談をしてその地区にあったものにしていきたいと考えています。説明は以上です。

教育長 教育委員（教育委員うなづく）。他にありましたら、はい、教育委員。

教育委員 今後新たに説明会を行っていくってことだったんですけども、現在やっているパブリックコメントなんですけれども、それをやることに決まってきた経緯というか、どういう流れでやるような形になっているのかということをお伺いしたいです。

教育長 はい、学校再編推進係長。

学校再編推進係長 はい。パブリックコメントや住民説明会をやることにした経緯ですが、まず学校施設整備基本構想基本計画は、学校再編計画の個別計画となります。この個別の施設の計画という形になりますので、これまで学校再編計画でいろんな意見を聞いてきました。

それが土壌にありまして、その中で施設のことだけをどういう設計にしていくのかっていうときに、設計について、大事な意見をまとめることができるようにということで施設についての考え方をまとめたのが、基本構想基本計画になります。

ですので、この個別計画であるということ、そして今までも意

見をいただいて、特に、この基本構想基本計画なんですけど、この検討会の皆さんが出した意見を、コンサルの人がこういう形で勝手にまとめるのではなく、出た意見、付箋に書いた一つ一つの意見を必ず全部一覧にしまして、こういう考え方というのを全部まとめて、それを積み上げて、一つ一つを作っております。

そういった作り方をしていますので、このパブリックコメントの性質にはあまり合わないのではないかとということもあまして、一度はパブリックコメントをやるかどうか、私達の方で少し考えました。

ただ、一つ、広く市民の皆さんの意見を保障する場としてパブリックコメントをやはりやった方がいいのではないかとということで、教育委員会の中で協議をしまして、パブリックコメントをやることにしました。そして併せて、12月にも住民説明会を開催していきますが、やはり多くの方に知っていただきたいので、12月はあくまでスタートであって、これが1月2月3月、来年度になっても、住民説明会というのはやっていきたいと考えています。これまでも、自治会の皆さんとかにも呼んでくださってというお願いを継続的にしてきたんですけども、なかなか実はお声がかからなかったという現状もあります。ただやっぱり知らなかったということがないように、より積極的にこちらでさらにお声掛けをさせていただいているというのが現状となっております。以上です。

教育長
教育委員

はい、教育委員。

はい、ありがとうございます。あと、請願の方で要望のあった学区ごとの市民説明会というのが、実現可能なのは、今の言い方だと要望があれば可能、ということなんですけれども、そうではなく要望があった自治会で行うこととの差というか、どう考えてるのかなと思ひまして、質問したいです。

教育長
学校再編推進係長

はい、学校再編推進係長。

はい。今回学区ごとということだったんですけども、今小学校区ではなくて、各区の区長さんをお願いをしています。ですので、25区の区長さんをお願いをしている形です。ただその区によっては地区協議会というものがあるところもありますのでいわゆる小学校区でまとめてやりたいよというところもあれば、小学校区でまとめることもありますし、今度やる場所はですね、協議会があっても、区でやりたいということがありましたので、区でやっていくと。

まだ、お声掛けいただけていない区もありますので、そこにはぜひできれば12月、1月までに1回やりたいなとは思っていますが、そこは無理を言うことはなかなかできないということで、2月3月、来年になっても継続的にということで全区は回りたいというふうに考えています。以上です。

教育長
教育委員

教育委員。
今決まってる6地区っていうのはここで教えてもらうことってできるんですか。

教育長
学校再編推進係長

学校再編推進係長。
はい、今、日にちまで決定している区が6区、あと日にちが決定していませんが、1月にやりたいという区が一つあります。全部、相良地域なんですけれども、大沢区、菅山区、あとは全部地頭方でして、豊岡区、地頭方区、遠渡区、新庄区、落居区ということで、菅山だけ1月開催ということなんですけど、後の6区については12月開催という形になっております。以上です。

教育長
教育委員
教育長

教育委員。
はい、ありがとうございます。
他に質疑はありますか？よろしいですか。はい、では教育委員。

教育委員

はい。今十分な期間を取ったパブリックコメントっていうことが請願にも書かれていたんですけども、30日以上が可能なのかどうなのか、どういうことで30日にしたのかとかその辺があれば教えていただきたいです。

教育長
学校再編推進係長

はい、学校再編推進係長。
はい、パブリックコメントの期間についてお答えをさせていただきます。パブリックコメントの期間につきましては牧之原市制の市民参加に関する条例施行規則、そちらの第3条第2項に、パブリックコメントの期間というのが載っております。こちらにパブリックコメントにより意見を求める期間は原則として30日以上とするという形になっております。これの元になっている行政手続法でもですね、この第39条ですけども意見公募手続で30日以上という形になっておりますので、この30日が国でも市でも十分意見が取れる期間として設定をされているということで今回31日間ということで設定をしております。以上です。

教育長
教育委員

教育委員。
はいわかりました。

教育長
教育委員

他にはよろしいでしょうか？よろしいですか、教育委員。
今のは法的にはそうですが、法的な最低が日数というか、30日以上というのを何とかクリアしているということですね。今のそれは伸ばせるのかどうかということを知りたいです。

教育長
教育文化部長

はい。それでは、教育文化部長。
はい、最低限といいますか、十分な期間として30日が設定されているという考え方でいます。それから我々も例えば、2030年なり、2033年内の目標というのがございます。そのタイムスケジュールの中で今年度中にこの再編基本構想基本計画は、決めていきたいというようなものの中で考えておりますが、その中でも十分な期間と定められて30日が確保していきながらやっていきたいというようなことの中で、この30日を決めています。これを例えば、60日なり90日でスタートした場合ですけれども、おそらくその来年度の事業であるとか様々なところにどうしても遅れが出てくると、それが開校年度であるとか様々なところに影響があるというふうに思っています。
それは行政の都合ではないかという意見もあろうかと思いますが、行政としては、目標年次に事業を達成するっていう、そういう責務もあろうかと思えます。特に今回子供たちに慎重な意見を持って、先ほどもありましたけれども、一方で早く作っていただきたい。それから、現在の子供、現在の学校の状況であるとか、そういったことを考えますとしっかりした教育環境を早く整えるのが教育委員会としての責務であると思っておりますので、ここはだから拙速にやったということじゃなくて丁寧に行っておりますけれども、そこは30日間というのは十分な期間を設けて、かつ、事業の進捗に影響のない範囲の設定をさせていただいたと、そういうようなことでございます。

教育長
教育委員
教育長
教育委員

教育委員。
はい、わかりました。
他には、ありませんか。はいでは、教育委員。
また説明会の件なんですけれども、説明会のやり方っていうのは区からの要望でということだったんですけれども、どんなやり方でやりますかという質問なんですけど。区からの要望も、もちろんそうなんですけれども、基本計画という説明をして、そこに対して意見をもらうような、そんなやり方ということで理解してよろしいでしょうか？

教育長
学校再編推進室長

はい、学校再編推進室長。
はい。委員のおっしゃる通りなんですけれども、各区と相談し

てやっていく中で、我々から最初に今の基本構想基本計画について説明の方はさせていただいてという形になります。

やり方については今言ったように、どのような形かというのはニーズとか場所とかにもよるかもしれないんですけども、相談して対応していくということで考えております。

教育長
教育委員
教育長

教育委員。

はい、わかりました。

それでは、ないようなのでここで一旦切ってよろしいですか。これで担当部局への質疑を終了いたします。ありがとうございました。

(一旦 休憩)

(委員間協議)

教育長

委員間討議を行います。委員の皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、発言される方は挙手をしてください。よろしくお願いたします。はい、では教育委員。

教育委員

私自身はお話を聞きまして、周知ということに関しては、本当にこれからも、もっともっとやってもらいたいし、特に出ている若い世代のところにはわかるように、請願に関して出ていることに関しては、教育委員会の方はパブリックコメントはやるし、それから住民の説明会も希望に応じて対応すると言っているの、趣旨は本当にその通りで、これからも、もっと行政が提案していた、この説明会でいいのかっていうのはずっと考えて、もっと周知する方法がないかっていうふうに考えてもらいたいけど、もう実施をしているので、この請願に関して、実施しているの、そのままいいんじゃないかと受け止め、趣旨は受け入れるんだけど、趣旨なら、受け入れるんだけど、方法どうのって、いろんな計画ができていく段階で今までも相当あり方のところから、何年も前から本当に住民の方とか、代表の方をずっと入れて、用地に関しても区長さんや地域の方も入れて、こうやってきての案なんで、そこに関して、そう簡単かどうか、本当に検討してやってきたんだから行政の方も、説明会の方もある意味、その人たちが本気で考えた案ですので、地域の方が代表で出てきてくれて考えたところなんで、そう簡単に言える機会は意見としてあるかもしれないけど、こういうことでという説明をしていけばいい、いいなって自分は思うんですね。それが一生懸命ずっと今まで、地域とか入れてやってき

た検討じゃないかなと私は思います。

教育長

はい、ありがとうございます。続いて、どなたかご意見、関連してもいいですし、別でも構いませんが、それぞれの委員のお考えをお聞きしたい。請願者と担当部局、両方やり取りをしたんですけれども、それに対して皆さんのお考えをお聞かせいただけるとありがたいんですが。はい、教育委員。

教育委員

はい。私も先ほど委員さんがおっしゃったように周知をしていくっていうのは、これからも必要だし、それって終わりが見えないですけど、どんどんやっていかなきゃいけないし、新しいアイデアがあったらそれを取り入れてやってくっていうのは、もちろんそうなのかなというふうに思ってます。

請願にあったこのパブリックコメントについては、30日っていうのが妥当なのかどうかっていうのが今私の中では判断できない。今までの多分市の計画とかも、30日ぐらいで多分やっているという中で、それが十分ってことで30日以上ってことで設定しているっていうのであれば、パブリックコメントの30日っていうのは妥当なんではないかというふうに考えました。あと、住民説明会について、この請願書でもあるんですけども、やることは両方ともやる、違うのは10地区でやるかどうかというところですけど、10地区でやってほしいというところと、10地区でやるように努力していく、それプラス保護者だとか高校生にも説明をしたりとか、意見を言える機会を作りますよ。今後その1月2月で今上がってない地区に対してもぜひ説明会をやってくってことで働きかけていくってことであれば、そんな違いがないというかなというふうに思いました。あと違いがあるとすれば、そのやり方で、多分イメージが違っていたりするのかなというような印象を受けていて、その違いのところを言うと、請願者の方がおっしゃってた、もちろんその基本構想の中での本当に理科室がこの部屋数でいいのかとか、用地選定がどういう経緯で決まったんだろうとか、何かそういうところの話は、そういう説明会とか基本計画の説明会の中であっていいんだろうなというふうに思っているんですけれども、実際参加した人に決定権を委ねるところが、その説明会とはちょっと違うのかなと思っています。その決定権が、どこにあるかというのは最終的には教育委員会にあると私は思っているんですけれども、その前に審議会であるとか市民の意見交換であるとか、アンケートであるとか、そういうところで意見を十分聞いてきた中で、その意見に固まって

きているというふうに思うので、です、その市民説明会の内容というのは、私が持っているのはどちらかというと、今再編室から説明があったものの方が、私のイメージには近いのかなというふうに思っている、趣旨のところは一緒なんですけどもそういう採択ができるかどうかわかんないですけど、趣旨のところは合ってるんですけども、やり方が違うというところで違いが、自分の中では不採択になるのか、採択になるかわからないですけど、そういう今思っています。

教育長
教育委員

はい。今のお2人聞いて教育委員どうでしょうか？

はい。私も請願人の方からは、説明会がとりあえず2月の前に欲しいっていうことだったんですけども、それが12月からもう始まるということだったので、そこに関してはいいのかなというふうに思います。ただ形に関して、多分いろいろ思われるところはあると思うので、そこはただ、学校再編の方からも要望は聞くというような話もあったので、そこは聞きながらなるべく寄り添っていくような形になっていければいいんじゃないかなと。

教育長
教育委員

はい、ありがとうございます。教育委員、いかがでしょうか？
はい。私も請願人の話を聞いて、とても納得はしました。こういうふうに思っているんだなと思って。ただすごく、教育に関心があるというのは、とてもありがたいと思いました。趣旨でおっしゃっていることは正しいし、そういうふうにするべきだというふうには思いました。

よくあるんですけど、話をしている間に周りの環境がどんどんどんどん変わっていくと、なんかちょっと言っていることとずれちゃうと思うんですけども、やるということは決めてるので、でも、私の一番の願いは、学校とは、家庭ではできないことを、集団でなければできないことを、実体験で学ぶ場所だと思っているので、ぜひこの案は進めてほしいんです。今までどれだけの人が、この牧之原市の教育をどういうふうにしようかというので、ものすごい数の人が夜、集まってきてくれるの私は傍聴という形でずっと見てたんですけども、ぜひそれをね、無駄にしないように最終的な案にして欲しいなど、これはただの願いです。

先ほど2人からもあったように、もうこれについては一応教育委員会はやると言ってくれたので、私は不採択でいいと思いました。

教育長

お二人から意見が出ましたが、続けていただきたいと思えます

が。はい、教育委員。

教育委員 採択不採択であれば、本当に拒否してるって意味じゃなくて、実際にやっているのだから、この請願に関しては不採択、採択不採択しかなければ。私の気持ちとしては、この趣旨っていうか、思いついていうところはやっぱり委員会っていうか、再編室がきちんとこれからもずっとちゃんと持っていなければ、そういう取り組みに挑戦してってもらいたいし、アイデアを募集していくっていうか、そういう姿勢であってほしい。

教育長 ありがとうございます。請願人の方からいろいろ話し出されたことも、本当にやっぱり市民へのいろんな周知ですとか、説明ですとかそういう機会というのは本当に大事にしていくべきだよ、というところには非常に賛同するというか、けどその持ち方とか細かいところに行くとも担当部局の方との違いが出ているかなというようなご意見だったと思うんですけども、教育委員どうですか。

教育委員 最終的には出尽くしたところで採択をしなくてならず、採択か不採択かの二者どちらかを迫られたらどうなのかっていうところと、あと先ほど、請願の趣旨については理解を十分できるというところが出ているんですね。はい。教育委員。

教育委員 やり方ということに関してなると、やっぱりその行政の説明は行政が勝手に決めたわけじゃなくて、本当に今まで、教育委員が言われたように、住民の方たちとか、あるときには先生方や子供たちも入った中で、そういう中で作り上げてきた案を、形にしていくというところなので、行政はそれを代弁するという形なので、そこはある意味代表者たちの総意ということでの案なので、そう簡単に意見聞いて、急に変わるものじゃないと思うんですね。ですので、やり方のことに関してだと本当に受理というか、そこまで私としては受理できないなど。趣旨というところで。

教育長 わかりました。なかなか委員にとってはそのままそっくりっていう形ではなかなか賛同できないっていうような話だったということですね。教育委員いかがですか、一緒ですか。では、教育委員。

教育委員 私もそうというか、先ほども言ったかもしれませんが、参加者に、今までの決定を覆すというか、不安なことはどんどん聞いていったりとか、わからないことは聞いていただきたいというふうに思っているんですけども、今までプロセスを踏んできたところは、とてもしっかりしていて十分に議論がなされて

きたと思いますし、何度も話し合っ、金額のことであつたりとか、子供の環境であるとか、そういうところも話されてきているので、それは説明という形でやっていけばいいなというふうに思っています。あと今一つ思ったのは、請願だった10地区の説明会以上に高校生を説明したりだとか、保護者の方を対象に説明会を行ったりだとかということが再編室の方でもアイデアとして出てきているので、請願そのままやるというよりも、その趣旨というか、意味は十分考えた中で再編室の方でやってくつというふうに十分なのではないのかなというふうに思っている、請願の内容よりも再編室の方がいろんなことを考えて、私はやってるのかなというふうに思っている、不採択でも十分足りるし、今請願者がおっしゃっていたようなことというのは、その中でもできるんじゃないのかなと考えているので不採択でもいいのかなというふうに思っています。そういう用意が再編室の方にもあるのかなというふうに理解しています。

教育長

はい、ありがとうございます。出尽くして、ここで終わっているのか、十分な議論が深まってないのであれば続けますが、大体それぞれのお考えは、出されたのかな。もう一通り言っていたとしても、繰り返しになってしまいますかね。

ここで採択するか、不採択にするかの、この選択を、それぞれこういうことであれば、十分これで良いんじゃないかというそれぞれの委員のお考えがありましたけども、その点の説明がないと、なかなかそれぞれ委員さんの考えが伝わらない部分もあるのかもしれないですね。けれども、いままで発言していただいたので、採択するか、採択しないのかのご自身の判断はできるのかなと思いますが、何かその点について、意見ありますか。委員さんの方から。

委員からは趣旨は、理解できるけどという話がありましたけどもう一度その点を。

教育委員

これを採択としたときに、請願者の方が、やり方まで全部を自分たちの請願通りになったと思われると、そこは私は違うので、そういう意味で不採択と思っています。

ただ言われている趣旨の方は本当に私も同じ気持ちだし、こういうふうに学校のことを考えたり、子供のことを地域のことを考えてくださる方がこうしているということが、方法がちょっと違うんだけど、思いは一緒のような気は、私はとてもします。なので、趣旨に関しては、趣旨のところだけは、採択したいな

教育長 　　という感じなんだけど、趣旨の部分は採択したい、だけど、そのやり方とか細かい部分になると、これは採択できないというような意見でしたけども、事務局に聞きますが、やはり請願というのは、そのルールがあって、採択か不採択の2つしかないのか、今委員から出た、ある部分というか、そこは今の話だと、趣旨のところは賛同できるんだけど、その他の点はちょっと違くと、そういった場合の例があるのかどうか。はい、教育総務課長。

教育総務課長 　　はい。今回の請願の審査ですが、原則としては、採択か不採択の2択になるとは思うんですけども、決めることが難しい場合には、別のパターンもあります。まず例えば、今回は請願の内容が一つでしたが、複数項目あった場合に、一部の項目は認めにくいけど、全体からすると不採択にするのは妥当ではないという場合は、一部採択という、採択の仕方があります。その一部採択の中に、趣旨目的は賛成だが、具体的に実現性が難しい場合や、実現可能だが、時期等が要望と異なる場合には、趣旨採択することができるというものもありますので、参考にさせていただければと思います。

教育長 　　はい。これにするかどうかという話も、委員さんの中で採択、不採択でいいとなれば、そこにちゃんとした理由付けがあってそれを決めればいいと思うんですけど、どうしてもここがなかなかすっきりしないとなれば、今のような方法があるということでしたが、もう一度そこを議論をしっかりとした上で最終決めたいと思います。

　　採択、不採択の2者択一の中でも十分議論がされたので、採択・不採択でよいか、あるいは部分的な採択の部分もあるよという話があった中で、趣旨のところは全く4人の委員さん聞いてもそうだという話の中では、そこを尊重しながらするかということですけども、いかがでしょうか？

　　はい、教育委員。

教育委員 　　お願いします。私も、その趣旨に関してはいいと思うんですが、先ほどおっしゃったように、その説明会の形を、全部請願者の方にやっていただいた場合、例えばちょっと先ほどお話があったように、こちらの相良地区は3年延びるから、榛原の方も延びてもいいんじゃないかっていうお話があったじゃないですか。その考えがあって、まだたっぷり話し合えるってズルズルいってしまうのも怖い。計画とは言え、一応年度が決まっています、それに向かっていく中で、ズルズル延びていってしまうの

も怖いので、そこはやっぱり学校再編室の方も、ちゃんと説明会とか話し合いのやり方はやられていくので、そこはそういう形も残しつつ、でも、市民の意見も聞きつつなので、先ほどあったような趣旨はいいので、一部採択でもいいのかな。

教育長

先ほど言った趣旨は良いという話で、採決するんだったら、趣旨採択か、あるいは最初の採択不採択でも理由を付けてという話でした。はい、教育委員。

教育委員

今一部採択とかその議論を話している中で、思ったのは、もちろん趣旨には賛同というか、今聞く限りはいいなというふうに思っています。ですけど、その趣旨も話し方ですとか、いろんなことによって捉え方ってすごく変わってくると思うんですね。

ですので、今これだけ話を聞いて、こういう趣旨で話されていたというのがわかってくる中で、この請願を採択不採択にするというところで、いろんな考え方がある中で、それも含めて全て採択になるというか、趣旨採択ですと、趣旨としっかり言葉に謳ってない中でそれを採択するというのも、いろんなふうに取りられそうな気がして、あんまり賛同できなかつたりするかなというふうに今、考えるようになってきたので、もし採択するのであれば、それも含めていろんな考え、この言葉だけだといろんな考え方もある、という中で、採択しなくてはいけないなと思っているので、ちょっとでも違うところがあれば、不採択というような形にしないと、ちょっと心配です。

教育長

わかりました。一部採択するとしても、そこに、その一部にまた齟齬が生まれてしまう可能性があるということで、今ご意見いただきました。最後に、教育委員。

教育委員

はい。あまり、タマムシ色にするのではなくて、もう私達の決断ですので、私は採択不採択で決めた方がいいと思います。

教育長

はい、ありがとうございます。

討議の方、これで終わってよろしいでしょうか？

(全員うなづく)

それでは途中で、趣旨はわかるということで、事務局の方にそういったのもあるのかと聞いたんですが、そこに関しては、それでもいろいろ問題点があるというお話がありましたので、採決は請願第1号を採択するかしないか不採択かということでお聞きしたいと思います。採決の方法は挙手による採決とお願いしたいと思います。

本請願を採択することに賛成の方は挙手を願います。

挙手はありませんでした。従って本請願は不採択となりました。
以上をもちまして、請願第1号 学校施設整備基本構想基本計
画素案について、市民説明会の実施を求める請願の審査を終了
いたします。本日の議事は全て終了いたしました。

閉会（閉会時刻 午後3時55分）